

訪問介護重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 029-244-3313 (午前9時30分～午後6時30分まで)

担当 北條 敏子

*ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2 ヘルプサービスみどりおかの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	茨城県870100518
事業所名	ヘルプサービスみどりおか
所在地	茨城県水戸市見川町1820-16
サービス提供地域*	水戸市・茨城町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員	5名以上

(3) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日 ～ 土曜日
営業時間	7時30分 ～ 18時30分
休日	12/31～1/3

3 サービス内容

(1) 身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・体位交換
・外出介助 ・通院介助 等

(2) 生活援助

・買物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等

(3) その他のサービス

介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）は介護保険負担割合証に基づきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

また、介護保険外サービスに関しては、30分 1000円頂戴します

介護給付（1回につき）

サービス単位数（1回）	訪問介護 各サービス単位/1回	
初回加算	200 単位/月	初月のみ加算 毎月かかるわけではありません
緊急時訪問介護加算	100 単位/回	緊急時必要な際に身体介護のみ加算となります
生活機能向上連携加算	100 単位/月（計画に基づく初回訪問介護実施日から3ヶ月間算定）	生活機能向上を図る観点から訪問リハビリを実施時にサービス提供責任者とリハビリ専門職が同時訪問し両者共同による訪問介護計画を作成し実施した時加算となります（必要な方のみ）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記合計単位×24.5%/月	24.5%＝訪問介護加算率
地域区分単価	5級地（水戸市）介護報酬1単位＝10.70円（訪問介護の単価）	

訪問介護のご利用料金 (ご利用 1 回につき) ①～③

①身体介護		身体介護 1	身体介護 2	身体介護 3
サービス提供時間		20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未 満
サービス単位数 (単価)		268	426	629
各加算		(必要時に係る加算)		
上記合計単位数 (単位)		268	426	629
介護職員等処遇改 善加算 (I)	加算率 24.5%	66	104	154
1 回のご利用費用額 単価 10.70		3573 円	5671 円	3878 円
ご利用者負担額 (10%) (費用額－保険請求額)		358 円	568 円	838 円
ご利用者負担額 (20%) (費用額－保険請求額)		715 円	1135 円	1676 円
ご利用者負担額 (30%) (費用額－保険請求額)		1072 円	1702 円	2514 円

※20 分未満の身体介護は対応していません。

生活援助		②生活援助		通院等乗降介助
		生活援助 2	生活援助 3	30 分未満
サービス提供時間		30 分	60 分	
サービス単位数 (単位)		197	242	107
各加算 (単位)		(必要に係る加算)		
上記合計単位数 (単位)		197	242	107
介護職員等処遇改 善加算 (I)	加算率 24.5%	48	59	26
1 回のご利用費用額	単価 10.70	2621 円	3220 円	1423
ご利用者負担額 (10%)		263 円	322 円	143
ご利用者負担額 (20%)		525 円	644 円	285
ご利用者負担額 (30%)		787 円	966 円	427

(2) 交通費

① 前記 2 の(1)のサービスを提供する地域へのサービスの提供は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

② 買物付添、通院等乗降介助を利用する方に、運賃として 3 キロまで 300 円 以降 1 キロ毎に 50 円 を頂戴します。

(3) その他

① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際にお選び下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、利用予定日の前日午後3時までに事業者申し出て下さい。

② 利用予定日の前日午後3時までに申し出がなく、午後3時以降もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日午後3時までに 申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後3時までに 申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、担当介護支援専門員等より居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき訪問介護計画を作成し、利用者、家族に同意を得て介護計画に基づいて、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なお申しつけください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定が、事業対象者又は非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の人権を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、きめ細やかなサービスを提供し意欲を高めるような働きかけを行いご自身ができることはご自身で行っていただくことを基本とし、できない部分や困難な部分を一緒に行うことで、自立の可能性を最大限引き出す支援を行い1日でも長く居宅生活が継続できるよう、サービスを提供します。

(2) サービスの利用のために（サービスの選択肢となるようなものを提示する。）

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施状況	○	月に1回内部研修を実施
サービスマニュアルの作成状況	○	
個人情報の使用同意書	○	